

合併調整項目調整状況

事務事業番号	8069	専門部会名	上下水道	分科会名	下水道	担当部署	サービス課
事務事業名	賦課徴収（下水道）						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
<b>【下水道使用料の徴収月等】</b> ・水道料金と同じ  <b>【督促手数料】</b> ・100円  <b>【延滞金】</b> ・下水道使用料：なし ・受益者負担金・分担金：あり  <b>【コンビニ収納】</b> ・下水道使用料：あり ・受益者負担金・分担金：なし	<b>【下水道使用料の徴収月等】</b> ・水道料金と同じ  <b>【督促手数料】</b> ・100円  <b>【延滞金】</b> ・丸子町税外収入金に対する 手数料及び延滞金徴収条例の 規定により徴収  <b>【コンビニ収納】</b> ・なし	<b>【下水道使用料の徴収月等】</b> ・水道料金と同じ  <b>【督促手数料】</b> ・100円  <b>【延滞金】</b> ・なし  <b>【コンビニ収納】</b> ・なし	<b>【下水道使用料の徴収月等】</b> ・水道料金と同じ  <b>【督促手数料】</b> ・100円  <b>【延滞金】</b> ・年14.6%（1月以内の納 付は7.3%）  <b>【コンビニ収納】</b> ・なし	合併時は現行のとおりとする が、料金業務電算システムの段 階的な統合に併せて調整する。 受益者負担金・分担金の納期 は、上田市の例を基本に統一す る。 口座振替の促進とともに、コ ンビニエンスストアでの収納な ど、収納機会の向上に努める。 合併時は真田町の汚水量の認 定は現行のとおりとするが、合 併後3年以内に正規の水道の使 用水量で賦課する。			
<b>合併後調整内容【調整済】</b> ・下水道使用料の徴収等については、料金システム統合後は隔月検針、隔月徴収とした。 ・受益者負担金・分担金の納期は、年4期とした。 ・口座振替による納入を積極的に推進した。 ・料金システム統合に合わせ、コンビニエンスストアでも納入できるようにした。 ・料金改定（平成21年4月1日施行）により、正規の水道使用水量での賦課とした。 （平成21年6月検針分から適用）							